

令和元年度

事業概要

都市局

目 次

I	都市局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和元年度 主要事業	15

(3) 新都市整備事業会計 予算

①収益の収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 新都市整備事業収益	19,053,000	1 新都市整備事業費	18,044,000
収入合計	19,053,000	支出合計	18,044,000

②資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	5,589,000	1 資本的支出	28,427,000
収入合計	5,589,000	支出合計	28,427,000

都市局

総務課

＜総務係＞

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善（都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課調整係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 局職員の安全衛生に関する事。
- (3) 都市計画事業に伴う建築資金の融資に関する事。
- (4) 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社の業務の指導及び監督に関する事。
- (5) 神戸市都市局指定管理者選定評価委員会に関する事。
- (6) 局の予算の経理に関する事。
- (7) 神戸市まちづくり等基金に関する事。
- (8) 新都市整備事業の経営に関する重要事項の調査及び企画に関する事。

計画部

都市計画課

＜調査係＞

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡，調整及び改善に関する事。
- (2) 都市計画に関する調査並びに基本的な企画及び立案に関する事。
- (3) 都市計画の決定及び都市計画事業の認可に関する事。
- (4) 都市計画決定に伴う公聴会，説明会その他都市計画の住民参加に関する事。
- (5) 神戸市都市計画審議会に関する事。
- (6) 都市計画の啓発及び広報に関する事。
- (7) 都市計画決定に係る環境影響評価の実施関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (8) 都市計画法及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定に基づく提案に係る受付に関する事。

＜土地利用係＞

- (1) 総合土地利用計画に関する事。
- (2) 都市計画法に規定する区域区分に関する事。
- (3) 都市計画法に規定する地域地区に関する事。
- (4) 都市計画法に規定する地区計画等に関する事。
- (5) 都市計画の基礎調査に関する事。
- (6) 市街地の開発及び再開発の調査及び基本計画に関する事。
- (7) 都市再開発方針，住宅市街地の開発整備方針及び防災街区整備方針に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，都市計画法に係る土地の利用に関する事。

＜施設係＞

- (1) 都市施設（建設局の所管に属するものを除く。）の調査及び基本計画に関する事。
- (2) エリアマネジメント等に関する調査及び研究に関する事。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関する事。

- ること。
 (4) 神戸地下街株式会社に関すること。

<計画係>

- (1) コンパクトなまちづくり等に関する調査及び基本計画に関すること。
- (2) 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に関すること。
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

<事業調整係>

- (1) コンパクトなまちづくり等に関する事業の調整に関すること。
- (2) 計画的開発団地の調査及び基本計画その他のまちづくりに関する調査及び基本計画に関すること。
- (3) 計画的開発団地のリノベーションの推進及び調整に関すること。
- (4) 低炭素都市づくり計画に関する調査及び基本計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

指導課

<事務係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市街化区域の開発行為の許可等及び国等との協議に関すること。
- (3) 市街化区域の優良宅地の認定に関すること。
- (4) 開発登録簿に関すること。
- (5) 建築確認及び計画通知に係る都市計画法及び宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。

<指導第1係>

- (1) 都市計画決定事項の照会，案内，指導及び啓発に関すること。
- (2) 関係法令による建築行為許可申請書等の受付に関すること。
- (3) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による建築行為等の受付に関すること。
- (5) 国土利用計画法の規定に基づく土地利用目的の審査に関すること。
- (6) 都市計画の変更に関連する開発計画に関する指導及び調整に関すること。
- (7) 都市計画総括図及び都市計画基本地図の作成に関すること。
- (8) 都市再生整備計画事業の調整に関すること。
- (9) 地区計画に係る行為の届出の審査及び指導に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成18年3月条例第54号）の規定に基づく届出の受付，指導及び調整に関すること。
- (11) 都市再生に関する指導及び調整に関すること。
- (12) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定による届出の受理及び進達に関すること（市街化区域に係るものに限る。）。

<指導第2係>

- (1) 市街化区域の開発行為等の規制及び指導に関すること。

公共交通課

<公共交通係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 都市交通体系の調査及び基本計画に関すること（交通企画係及び都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（交通企画係、鉄道支援係及びバス支援係の所管に属するものを除く。）。
- (4) 神戸新交通株式会社に関すること（交通企画係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 神戸高速鉄道株式会社に関すること。

<交通企画係>

- (1) 都市交通体系の調査及び計画・設計に関すること（公共交通係及び都心再整備本部都心三宮再整備部都心三宮再整備課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 鉄道、軌道等の調査及び計画に関すること（鉄道支援係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（新たな交通手段の導入に係るものに限る。）。
- (4) 新たな交通手段の導入に関すること。

<鉄道支援係>

- (1) 鉄道、軌道等の調査及び基本計画に関すること（交通企画係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（鉄道支援に係るものに限る。）。

<バス支援係>

- (1) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること（バス支援に係るものに限る。）。
- (2) 神戸市地域公共交通会議に関すること。
- (3) 神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会に関すること。

景観政策課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 都市景観に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）に関すること。
- (4) 都市景観審議会に関すること。
- (5) 地域における景観形成の啓発及び推進に関すること。
- (6) 都市景観整備事業の調整に関すること。
- (7) 三宮地区及び元町地区のまちづくりに関すること。
- (8) 都心・ウォーターフロントの活性化及び景観形成に関する計画及び調整に関すること（企画調整局未来都市推進課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 東部新都心地区及びハーバーランド地区に係る広報及び事業の調整に関すること。
- (10) 神戸ハーバーランド株式会社に関すること。
- (11) 建築及びまちづくりに係るユニバーサルデザインの調査、研究、普及及び啓発に関すること（保健福祉局障害福祉部障害福祉課施設支援係及び建設局道路部工務課交通安全施設係の所管に属するものを除く。）。
- (12) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（景観を阻害する建築物等に係るものに限る。）。

まち再生推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域におけるまちづくりの啓発，支援及び育成に関すること。
- (4) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）に関すること。
- (5) まちづくり事業の推進に関する区役所との連絡及び調整に関すること。
- (6) 神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。
- (7) 地域におけるまちづくりに関する調査及び計画に関すること。
- (8) 国道43号環境防災緑地に関する関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (9) 密集市街地の再生に関する調査，計画及び調整に関すること。
- (10) 住宅市街地総合整備事業（浜山地区にあっては，市街地住宅等整備事業に関する補助に係る指導に限る。）の計画，調整及び実施に関すること。
- (11) 街なみ環境整備事業の計画，調整及び実施に関すること。
- (12) こうべまちづくり学校に関すること。
- (13) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（密集市街地再生事業に係るものに限る。）。

空家空地活用課

<空家空地活用係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 空家及び空地の活用の推進に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（空家及び空地の活用の促進に係るものに限る。）。

都心再整備本部

都心再整備部

都心三宮
再整備課

<調整係>

- (1) 本部，部及び課の庶務並びに本部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 都心三宮の再整備に係る国その他関係機関及び周辺住民との連絡及び調整に関すること。

<用地・調査係>

- (1) 都心三宮の再整備に係る不動産の調査，連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 都心三宮の再整備に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償及び管理に関すること。
- (3) 都心三宮の再整備に係る調査及び検討に関すること。

<都心企画係>

- (1) 都心三宮の再整備に係る企画，計画及び調整に関すること。
- (2) 都心三宮の再整備に係るプロモーションに関すること。

- (3) 他の係の所管に属さない都心三宮の再整備に関する事。

<三宮再整備係>

- (1) 三宮周辺地区の再整備（事業推進係の所管に属するものを除く。）に係る調査、計画及び調整に関する事。
- (2) えき～まち空間（三宮周辺地区の駅及びバス乗降場とまちとをつなぐ空間をいう。）の整備に係る調査、計画及び調整に関する事。

<都心交通係>

- (1) 都心交通体系の再構築に係る調査、計画、調整及び実施（計画部公共交通課及び建設局道路部計画課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 都心三宮の再整備に係るバス事業における調査、計画及びバス事業者等との調整に関する事。

<事業推進係>

- (1) 三宮周辺地区における再整備（民間事業に係るものに限る。）に係る調査、計画及び調整に関する事。
- (2) 新バスターミナル整備に係る調査、計画及び調整に関する事。
- (3) 三宮周辺地区における民間活力の導入と促進に係る調査、企画及び検討に関する事。
- (4) 雲井通5丁目再開発株式会社に関する事。

<2号館再整備係>

- (1) 本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関する事。

市街地整備部

市街地整備課

<管理係>（都市整備課及び浜山都市整備課の所管に属するものを除く。）

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 土地区画整理事業及び再開発事業等の啓発及び広報に関する事。
- (3) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う補償金及び直接施行の審査に関する事。
- (4) 土地区画整理事業に関連する不動産の取得に伴う損失補償に関する事。
- (5) 土地区画整理事業等に係る審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関する事。
- (6) 土地区画整理法（昭和22年法律第119号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による認可及び監督の事務に関する事（個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。）。
- (7) 再開発事業に伴う補償金の審査に関する事。
- (8) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関する事（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。
- (9) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関する事。

<区画整理係>

- (1) 土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の調査、計画及び調整に関する事。
- (2) 土地区画整理事業の進行管理の総括に関する事。

- (3) 個人施行に係る土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の指導に関する
こと。
- (4) 土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成
に関すること。
- (5) 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業及び住宅街区整
備事業の指導及び補助事業の進行管理に関すること。
- (6) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可及び指導（個人、土地
区画整理組合、区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構が施行する土
地区画整理事業に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の
規定による建築行為等の許可（計画部計画課の所管に属するものを除
く。）に関すること。

<再開発係>（都市整備課の所管に属するものを除く。）

- (1) 再開発事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (2) 再開発事業の施行に伴う事業計画の調整に関すること。
- (3) 都市再開発法の規定による建築行為等の許可に関すること。
- (4) 再開発事業に伴う建築物等の設計、工事の施行及び検査に関すること。
- (5) 再開発事業に伴う建築施設の保全工事に関すること。
- (6) 民間再開発事業の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (7) 民間再開発事業に関する調査及び計画に関すること。
- (8) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に関する指導及び調
整に関すること。
- (9) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に関する補助、検査
及び審査に関すること。
- (10) 特定民間再開発事業等の事業認定に関すること。

<推進係>

- (1) 都心のにぎわいづくりに関すること。
- (2) 再開発事業に伴う建築施設等の管理及び処分並びに使用料等の徴収に関
すること。
- (3) 再開発事業に伴う経営計画並びに保留床の処分に係る企業等の誘致及び
調整に関すること。
- (4) 再開発事業等に伴い取得した用地等の管理に関すること。
- (5) 再開発事業に伴う清算金の徴収及び交付に関すること。
- (6) ハーバーランド地区の地下街等の管理に関すること。
- (7) 都市開発資金に関すること。
- (8) 株式会社神戸サンセンタープラザに関すること。

業務課

<経営管理係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 事業用地の活用施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 事業用地（他の課及び清算係の所管に属するものを除く。）の取得及び
管理に関すること。
- (4) 事業用地の処分並びに売却に係る企画及び促進に関すること。

<清算係>〔部内の他の課又は係の所管に属するものを除く。〕

- (1) 土地区画整備事業に係る清算金の徴収及び交付（他の課の所管に属する
ものを除く。）に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分（他の課の所管に属するもの
を除く。）に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る換地処分後の事業用地等（他の課及び経営管理
係の所管に属するものを除く。）に係る調整及び紛争に関すること。
- (4) 事業用地（他の課及び経営管理係の所管に属するものを除く。）の取
得、管理及び処分に関すること。

- (5) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 土地区画整理事業に係る市有建築物の管理及び処分に関すること。

都市整備課

<事業推進係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 都市計画事業（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）及び住宅市街地総合整備事業（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）の用地の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業に関連する不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (4) 再開発事業（鈴蘭台駅前地区及び新長田駅南地区に係るものに限る。以下この係において同じ。）の啓発及び広報に関すること。
- (5) 再開発事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (6) 再開発事業に伴う管理処分計画に係る関係者の権利の調整、協議等に関すること。
- (7) 再開発事業に伴う建築施設の処分に関すること（市街地整備課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 市街地再開発審査会に関すること。
- (9) 再開発事業に伴う登記に関すること。
- (10) 課の所管の建築物の管理及び処分に関すること。
- (11) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。

<鈴蘭台駅前整備係>

- (1) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築施設の設計、施行及び検査に関すること。
- (2) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築物等の取得、管理処分計画に関する建築物等の調査及び評価並びに移転、除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。
- (3) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に伴う建築施設の利用計画に関すること。
- (4) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に係る管理処分計画に関する配置設計に関すること。
- (5) 鈴蘭台駅前地区再開発事業に係る事業計画及び管理処分計画の認可手続に関すること。
- (6) 特定建築者制度に関すること（鈴蘭台駅前地区に係るものに限る。）。
- (7) 鈴蘭台駅前地区再開発事業の実施に伴う調査、計画及び調整に関すること。
- (8) 都市再開発法の規定による建築行為等の許可に関すること（鈴蘭台駅前地区に係るものに限る。）。
- (9) 鈴蘭台幹線及び周辺地域のまちづくりに関する調査、計画及び調整に関すること。

<新長田南再開発係>

- (1) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築施設の設計、施行及び検査に関すること。
- (2) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築物等の取得、管理処分計画に関する建築物等の調査及び評価並びに移転、除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。
- (3) 新長田駅南地区再開発事業に伴う建築施設の利用計画に関すること。
- (4) 新長田駅南地区再開発事業に係る管理処分計画に関する配置設計に関すること。
- (5) 新長田駅南地区再開発事業に係る事業計画及び管理処分計画の認可手続に関すること。
- (6) 特定建築者制度に関すること（新長田駅南地区に係るものに限る。）。

- (7) 都市再開発法の規定による建築行為等の許可に関する事（新長田駅南地区に係るものに限る。）。

<工務係>

- (1) 再開発事業に伴う街路の調査、工事の計画、設計、検査及び移管の協議に関する事（事業推進係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 土地区画整理事業及び沿道整備街路事業に伴う街路等の調査、工事の計画、設計及び検査に関する事。
- (3) 土地区画整理事業に係る換地処分後の権利者との土木技術に関する調整及び紛争に関する事。
- (4) 土地区画整理事業に係る工事の調査及び調整並びに公共施設の管理及び引継ぎに関する事。
- (5) 土地区画整理事業に係る測量に関する事。
- (6) 沿道整備街路事業に伴う換地計画、換地設計、仮換地の指定及び換地処分に関する事。
- (7) 鉄道交差に関する事業の実施に伴う調整、調査、工事の計画、設計、検査及び管理の移管に関する事（計画部計画課計画係及び公共交通課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関する事。
- (9) 土木技術に関する調査（他の課の所管に属するものを除く。）、局内の連絡及び調整に関する事。
- (10) 移管完了までの再開発事業、土地区画整理事業に伴う街路等の管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、土木工事の設計、検査及び監督に関する事（建設局及び建築住宅局技術管理課の所管に属するものを除く。）。

浜山都市整備課

<事業係>〔所管区域 浜山地区〕

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の啓発及び広報に関する事。
- (3) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う不動産の取得及び処分並びにこれらに伴う損失補償に関する事。
- (4) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関する事。
- (5) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う検査及び補償金の照査に関する事。
- (6) 土地区画整理事業の直接施行に関する事。
- (7) 土地区画整理事業に関連する市有建築物の管理及び処分に関する事。
- (8) コミュニティ住宅の入居に関する事。
- (9) 土地区画整理事業に係る清算金に関する事。
- (10) 浜山地区の市街地住宅等整備事業の促進に関する事。
- (11) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業（浜山地区に係るものに限る。）に伴う補償金の審査に関する事。
- (12) 土地区画整理事業に係る建築物等の事務手続、設計、施行、検査及び調整に関する事。
- (13) 浜山地区における住宅市街地総合整備事業に係る建築物等の設計、施行、検査及び調整に関する事。

<換地係>〔所管区域 浜山地区〕

- (1) 土地区画整理事業に伴う換地計画及び換地設計に関する事。
- (2) 土地区画整理事業に係る仮換地の指定に関する事。
- (3) 土地区画整理事業に係る建築物の移転及び除却の計画に関する事。
- (4) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の事業用地の管理に関する事。
- (5) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可に関する事。
- (6) 土地区画整理事業に係る換地処分に関する事。

- (7) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (8) まちづくり協議会の活動に対する支援に関すること。

新都市事業部

事業管理課

<管理係>

- (1) 部及び課並びに内陸・臨海計画課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 造成地（新都市整備事業に係るものに限る。以下この係において同じ。）及びその他の不動産（新都市整備事業に係る不動産に限る。）の管理の総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (3) 造成地の一時使用に係る貸付けの総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (4) 造成地の構築物及び行為の規制に関すること。
- (5) 公共施設用地等（新都市整備事業に係るものに限る。以下同じ。）の移管事務に関すること。
- (6) 造成地の売買契約に基づく履行の確認、指導その他手続に関すること。
- (7) 造成地の賃貸借契約等（一時使用に係るものを除く。）に基づく賃料の調定、履行の確認、指導その他手続に関すること。
- (8) 造成地における地域コミュニティの支援並びに関係部局との連絡及び調整に関すること。
- (9) ポートアイランド市民広場その他の新都市整備事業に係るコミュニティ施設及び公共施設の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との連絡及び調整に関すること。
- (10) 株式会社OMこうべに関すること。

<推進係>

- (1) 造成地（新都市整備事業に係る住宅団地及び旧埋立地に限る。以下この係において同じ。）の処分の企画及び調査に関すること。
- (2) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る不動産の取得等の総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (4) 新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償及び管理に関すること。
- (5) 新都市整備事業に係る登記の事務に関すること。

企業誘致課

<誘致係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 造成地（事業管理課の所管に属するものを除き、新都市整備事業に係るものに限る。以下この係において同じ。）の処分の企画及び調査に関すること。
- (3) 造成地への企業の誘致に関すること。
- (4) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関すること。

〔 第2号から第4号までに規定する事務のうち、神戸空港島に関することに
ついては、港湾局空港調整課の総合調整により同課と共同して行う。 〕

内陸・臨海
計画課

<事業推進第1係, 事業推進第2係, 事業推進第3係及び事業推進第4係>

- (1) 新都市整備事業の基本計画及び重要事項の企画・調査に関すること。
- (2) 新都市整備事業及びこれに関連する事業に係る基本設計並びに関係機関との連絡及び協議に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可の諸手続に関すること。
- (4) 公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。

[事業推進第1係, 事業推進第2係, 事業推進第3係及び事業推進第4係の係別分掌事務は, 都市局長が定める。]

1号から4号に規定する事務のうち, 神戸空港島に関することについては, 港湾局空港調整課の総合調整により港湾局計画部港湾計画課と共同して行う。

工務課

<臨海工務係及び内陸工務係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- (3) 部の所管の工事の検査の調整に関すること。
- (4) 一般土砂の有料受入れの事務に関すること。
- (5) 新都市整備事業に係る臨海部の埋立工事及び関連受託工事の調査, 計画, 設計, 調整及び検査に関すること。
- (6) 新都市整備事業に係る臨海部の造成地(東部埋立地, 西部埋立地, 六甲アイランド, ポートアイランド, ポートアイランド(第2期)及び神戸空港島に限る。)及び造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事に係る調査, 計画, 設計, 調整及び検査に関すること。
- (7) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地(東部埋立地, 西部埋立地, 六甲アイランド, ポートアイランド, ポートアイランド(第2期)及び神戸空港島を除く。)及び造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事に係る調査, 計画, 設計, 調整及び検査に関すること。
- (8) 造成地に係る確定測量に関すること。
- (9) 造成地における公共公益施設用地等に係る移管図書の作成に関すること。
- (10) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること。
- (11) 新都市整備事業に係る土砂運搬施設の跡地に係る土木工事の調査, 計画, 設計, 調整及び検査に関すること。

[臨海工務係及び内陸工務係の係別分掌事務は, 都市局長が定める。]

<公園係>

- (1) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る工事の計画, 設計及び検査に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る造成地における緑地及び緑化の指導に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る移管図書の作成に関すること。

<建築係>

- (1) 新都市整備事業に係る建築物に係る工事の調査, 設計, 監督及び検査に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る建築物の維持保全に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る建築物の保守点検, 修繕及び占有者等への技術的指導に関すること。

- (4) 新都市整備事業に係る建築の計画及び調整並びに民間事業者への技術的指導に関する事。

<設備係>

- (1) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備に係る工事の調査，設計，監督及び検査に関する事。
- (2) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備の維持保全に係る調査及び計画に関する事。
- (3) 新都市整備事業に係る電気設備及び機械設備の保守点検，修繕及び占有者等への技術的指導に関する事。

臨海工務係及び内陸工務係の事務分掌第5号から第11号まで及び公園係，建築係及び設備係が分掌する事務のうち，神戸空港島に関する事については，港湾局空港調整課の総合調整により港湾局工務・防災部工務課と共同して行う。

臨海整備事務所
(2)

<工事第1係及び工事第2係>

- (1) 臨海整備事務所の庶務に関する事（工事第1係に限る。）。
- (2) 臨海部の埋立工事，整備工事及び関連受託工事の実施及び監督に関する事。
- (3) 新都市整備事業に係る造成地（都市局新都市事業部工務課臨海工務係の所管に属するもの並びに鶴甲団地，渦森台団地及び長峰団地に限る。以下臨海整備事務所において単に「造成地」という。）の管理，状況調査，監視及び保全に関する事。
- (4) 造成地の貸付けに関する事。
- (5) 造成地の防災工事の施行手続に関する事。
- (6) 新都市整備事業に係る臨海部の植栽に関する事。
- (7) 新都市整備事業に係る臨海部の樹木，公園及び緑地の維持管理に関する事。
- (8) 新都市整備事業に係る臨海部の工事の実施及び監督に関する事。

〔工事第1係及び工事第2係の係別分掌事務は，都市局長が定める。〕

西神整備事務所
(2)

<事務係>

- (1) 西神整備事務所の庶務並びに所内の事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか，新都市の整備に必要な事項の諸調査に関する事。
- (3) 工事の施行手続に関する事。
- (4) 新都市整備事業に係る造成地及び取得地（工務課内陸工務係及び公園係の所管に属するもの（臨海整備事務所の所管を除く。）に限る。以下「造成地」という。）の貸付けに関する事。

<事業係>

- (1) 内陸部の整備工事，防災工事の実施及び監督に関する事。
- (2) 内陸部の管理に関する事。
- (3) 前号に係る維持補修工事の設計，実施，調整，監督及び検査に関する事。
- (4) 内陸部の樹木の植栽，公園及び緑地工事の実施及び監督に関する事。
- (5) 内陸部の樹木，公園及び緑地の管理に関する事。
- (6) 内陸部の土砂運搬施設の跡地の整備工事の実施及び監督に関する事。

- (7) 内陸部の土砂運搬施設の跡地の管理に関する事。 (都市局新都市事業部工務課建築係及び設備係の所管を除く。)
- (8) 内陸部の公共公益施設用地等の移管図書の作成及びこれに伴う測量等に関する事。

令和元年度 主要事業の概要

令和元年度は、人口減少社会の進展に歯止めをかけることを目指し、神戸が若者に選ばれるまち、誰もが活躍できるまちとなるよう新たな都市活力を創造し、神戸の魅力ある未来の実現に向けた取り組みや安全な都市基盤の構築を着実に推進する。

さらに、奥行きと深みのある上質なまちづくりなどの重要政策にスピード感をもって取り組むため、新都市整備事業についても都市局で一元的に実施する。

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生（都心三宮再整備課、景観政策課、都市計画課）

神戸の都心を活性化し、魅力的で風格ある都市空間の実現に向け策定した神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、スピード感をもって具体的な取り組みを進める。

- ・新バスターミナル整備に向けた事業化の推進
- ・「三宮クロススクエア（フェーズⅠ）」の実現に向けた社会実験の実施
- ・JR三ノ宮駅南側駅前広場の再整備設計
- ・さんきたアモレ広場・サンキタ通りの再整備に向けた設計
- ・「えき〜まち空間」景観デザインコードの策定
- ・本庁舎2号館再整備に向けた検討
- ・都心の土地利用誘導施策の実施 等

2. すべての人にやさしい交通網の整備（公共交通課）

人口減少や高齢化の進展等を踏まえた持続可能な魅力・活力あるまちの実現のため、まちづくりと一体となった安全で快適な交通環境の形成に向けた取り組みを推進する。

- ・新たな公共交通システム（BRT・LRT）の導入可能性検討
- ・ポートアイランドへのアクセス向上に向けたあり方の検討
- ・市営地下鉄西神・山手線と阪急電鉄神戸線の相互直通運転の実現可能性検討
- ・駅前の再整備（新神戸駅前・新長田駅前）及び駅舎の美装化検討
- ・北神急行を利用する高校生への通学費助成の実施
- ・神鉄シーパスワン等社会実験の実施
- ・地域住民によるコミュニティバス運行への支援 等

3. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

人口減少や少子超高齢社会の進展に備えた住みやすいコンパクトなまちへの再編を検討するとともに、安全で豊かな生活の実現に向けた取り組みの推進を図る。

（1）持続可能なまちづくりの推進（都市計画課）

適正な居住人口規模と密度の維持・誘導を図るため、今後目標とすべき都市空間のあり方について検討する。

- ・「神戸市都市空間向上計画」の策定及び実現に向けた検討 等

(2) 空家空地対策の推進 (空家空地活用課)

人口減少に伴い、増加傾向にある空家空地への取り組みを総合的に推進する。

- ・「空き家・空き地地域利用バンク」による所有者と地域団体等とのマッチング促進
- ・地域活動交流拠点等として活用するための空き家整備補助の拡充
- ・家財処分費補助の創設及び狭小宅地の解消を図る隣地統合補助の拡充 等

(3) 鈴蘭台地区のまちづくり (都市整備課)

北区の玄関口にふさわしい鈴蘭台地区の活性化、交通安全の確保及び駅前へのアクセス性向上を図るため、鈴蘭台駅周辺のまちづくりを推進する。

- ・鈴蘭台駅前市街地再開発事業
- ・鈴蘭台幹線の整備に合わせた周辺まちづくりの検討 等

(4) 地域課題に対応したまちづくり (まち再生推進課、都市整備課、市街地整備課)

地域の活性化や防災機能の向上等を図るため、周辺のまちづくりと一体となった都市計画道路の整備や民間事業者による再開発事業等を推進する。

- ・東山菊水線及び灘中央筋線の整備
- ・北鈴蘭台駅前地区、垂水中央東地区及び湊川公園北地区における民間市街地再開発事業等への支援 等

4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり (景観政策課)

地域特性を活かした神戸らしい都市景観の保全・創造に向けた取り組みを推進する。

- ・茅葺民家等歴史的建築物の総合的な保全・活用に向けた検討
- ・夜間景観形成の推進 等

5. 阪神・淡路大震災の経験を礎とした安全な都市基盤の構築

住宅の耐震化や質の高い市有建築物の整備・保全、防災性や住環境に様々な課題を抱えている密集市街地の改善等に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 新長田駅南地区の活性化 (都市整備課、市街地整備課)

新長田駅南地区において、災害に強いまちづくりを進めるとともに、新長田合同庁舎建設の波及効果を最大限に活かし、さらなる賑わいの創出を図る。

- ・新長田駅南地区復興市街地再開発事業
- ・案内サインの整備 等

(2) 密集市街地の再生 (まち再生推進課)

「密集市街地再生方針」に基づき、災害時等における延焼危険性のある密集市街地の解消を図るため、安全で安心な防災まちづくりを促進する。

- ・不燃化の促進、まちなか防災空地、細街路整備、土地寄付受け、建物除却補助 等

(3) 都市整備事業の推進 (都市整備課、浜山都市整備課)

都市基盤の整備を図ることにより、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進する。

- ・阪神電鉄連続立体交差事業
- ・浜山地区土地区画整理事業

(4) 住民の主体的なまちづくり活動への支援 (まち再生推進課)

住民等の参加による住みよいまちづくりを推進する。

- ・まちづくりコンサルタント派遣、アドバイザー派遣 等

(5) 震災被災地への支援 (総務課)

阪神・淡路大震災から復興した経験を活かし、被災地から要望の強い専門職を中心に、被災地へ職員の派遣を実施する。

6. 市民が安心して暮らし、働くことができるまちづくり (新都市整備事業)

(1) 西神中央エリア等の活性化 (内陸・臨海計画課、事業管理課)

西神中央エリアで駅周辺一帯のリノベーションに引き続き取り組むとともに、名谷駅周辺の活性化検討に着手し、まちの魅力を高め、にぎわい創出を図る。

また、六甲アイランド等の活性化の取り組みを進める。

- ・西区美賀多台1丁目における文化・芸術ホール、新西図書館等の整備
- ・西区新庁舎整備にあわせた周辺の歩行者導線や中央広場のリニューアル等の検討
- ・近隣センターのリニューアル(名谷南センター、かりばプラザ等)
- ・鶴甲会館等、会館の再整備 等

(2) 産業用地、住宅用地の整備・供給 (内陸・臨海計画課)

企業や市民ニーズに対応した産業用地や住宅用地の供給にあわせ、必要な基盤整備を行う。

- ・ポートアイランド(第2期)地区：神戸医療産業都市等各種プロジェクトを核としたまちづくりの推進
- ・ポートアイランド沖地区：空港島関連施設用地の整備
- ・神戸複合産業団地：流通系・工業系・研究開発機能を併せ持つ産業団地として整備
- ・西神住宅第2団地等：良好な環境の宅地供給と必要な整備 等

(3) 企業誘致等の推進 (企業誘致課)

成長分野や比較的投資が堅調な企業、投資意欲のある企業等の動向を注視しながら、積極的に企業誘致等を進める。

- ・市税優遇制度や企業拠点移転補助制度等を活用した企業誘致の推進
- ・産業団地内企業の就業者世帯を対象とした市内移住促進